

# まちづくり市民会議「部会長会議」議事要旨

○議長・副議長、部会長・副部会長、事務局の計 12 名参加

○以下、次第に即して記載

※草案（案）について、市民会議全委員で確認していない段階であることから、ホームページ中で資料を添付していない。

## 1. 開会挨拶（議長）

- ・各部会における議論により、草案（案）としてまとまりつつある状況にある。
- ・今回は3月19日の全体会議で全委員により草案（案）を確認する前段の情報共有の位置づけで開催した。

## 2. 議事

### (1) 草案（案）における前文（案）について

1月末の市民会議において、昨年12月における前文に係る議論で出された意見を踏まえ事務局でまとめ作成した草案（案）中の前文（案）（前文に盛り込むべき要素・事項や考え方をまとめたもの）について全委員により確認したところであるが、議長・副議長によりそうした内容を踏まえ成文化した前文（案）が示されたため、その内容等について意見交換を行った。

※抽象的な表現をなるべく避け具体性を持たせるとともに、読み手に分かり易い表現となるよう作成したとのこと。

### 【意見交換】

#### ○委員

案中に「会津人の自律心を胸に」とあるが、本市育ちの者向けの表現になってしまっており、本市へ転入してきた者に馴染めない表現ではないか。

⇒（議長）

エッセンスとしては入れたいと考えるが、表現は改める。19日の全体会議は時間が無い関係で今回の案で提示としたい。

#### ○委員

「ならぬことはならぬ」という言葉に保守的なイメージを持つ者もいる。全般的に発展的な表現を用いるべき。前文は非常に重要。今回の案のように一つの案に絞り込むのは危険。市民意見の広聴の場面では、条文といった固定された内容を示すのは適当ではない。全体的に拙速に進めるべきではない。

⇒（議長）

市民広聴の場面では案をいくつか作成し提示するといったことか。

#### ○委員

全体的に短い。多くの事項を盛り込みA4版1枚くらいの分量でいいのでは。これからの本市のあるべき姿についての部分について多くの分量を割くべき。

⇒（議長）

今回提示した議長・副議長作成の成文化した前文（案）は取り下げ、19日会議では提示しない。

○委員

歴史の流れについて、局所的ではなくある程度全般的に盛り込んだ方がいい。

○副議長

分量はどの程度が適当か？

⇒（委員）

今回の前文（案）の倍くらいが適当。

⇒（委員）

条例は子供にも読んでほしい。なので、あまりに長いのはどうなのか。今回くらいの分量が適当では。

⇒（委員）

最初から分量ありきではない。様々な議論を経て、そこで出された意見を踏まえた結果としての分量といった考え。

○委員

誰が最終的に前文を成文化するのか。部会があるので、それぞれの部会で作成して出し合ってみては。

⇒（議長）

19日会議では、各部会で作成する旨言及したい。

（事務局）

各部会で作成するタイミングとしては、市民意見広聴後といったところか。

○事務局

前文（案）中の「最高規範」の意味は？19日会議で全委員より意見を頂くようにしたい。

⇒（議長）

自治の「基本」という意味で用いた。

（副議長）

最高という言葉をもって、この条例が自治の「もとになっている」といった認識をして頂けると考える。

（委員）

市民が中心の条例。中心としての意味で最高という言葉を用いるべき。他に適当な言葉があればそれでもいいが。

（2）草案（案）（各部会の所掌部分）について

①第1部会（担当：吉川）

【意見交換】

○副議長

市民の範囲と、住民投票の住民の範囲の関係性は？

⇒（事務局）

総則に規定する市民の定義は、条例全般に渡る通則的なもので、広く捉えている。住民投票を規定した場合の住民の範囲は、それよりも狭い範囲となることが見込まれ、住民投票の項で別途規定することになると思われる。

○委員

基本原則に人材「育成」とあるが、人材「発掘」を入れてほしい。それがないと早い時代の流れに対応できない。

○事務局

条例中に多用する「まちづくり」という言葉の定義についてはどうするか？ニセコ町では、受け手それぞれの受け取り方に任せ定義していないが。

⇒（委員）

まちづくりの捉え方は地域によって様々。一概には定義できない。読み手それぞれの受け取り方でいいのでは。

②第2部会（担当：加藤）

※様々な世代にとって分かり易い表現、発展的な内容となるよう心掛け、過度に詳細な内容とならないよう留意した。

【意見交換】

○副議長

議会と市長の役割として、協働していい政策をつくっていくといったニュアンスを入れてほしい。

○事務局

子どもの権利・責務を特出しして規定することをどう考えるのか？

⇒（委員）

条例に特出しし、子どもにまちづくりへの参画を意識させる意味でも必要。子どもの範囲をどうするかといった問題はある。

⇒（委員）

高浜市ではまちづくりの担い手として「それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する」旨規定している。

⇒（議長）

子どもも担い手として位置づけることは重要。「青少年」とするのが適当か。

◎「それぞれの年齢に応じた～」が適当との結論

③第3部会（担当：庄司）

【意見交換】

○委員

行政組織、政策法務、法令遵守、公益通報については、内容の性質上、第2部会の各主体の権利・役割のパートで位置づけについて議論頂きたい。

⇒（議長）

19日会議でその辺も全体で議論か。

④第4部会（担当：宮崎）

※都市内分権や住民投票については、性質上全委員で議論すべき。

【意見交換】

○事務局

都市内分権という言葉は読み手に分かり難いので、別な言葉に置き換えることを検討。

○委員

条例の見直し・検証について、時代の流れが速くなっていることを踏まえ、短期での見直しの旨規定すべきでは。

⇒（事務局）

具体的な数字を出すのに、その数字にする根拠が難しい。市長の任期に合わせて4年とする等の考えもあるが、そうした長い期間とするのが適当なのかといった問題もある。

○委員

都市内分権に関して区割りの再編が必要であると認識している。この条例に位置づけた上で、検討を始めるべき。

⇒（委員）

条例に位置づけてから始めるといった、上から押し付けるようなやり方ではうまくいかない。

○議長

住民投票や都市内分権については、様々な方々の意見を聴いて検討していく必要がある。

以上